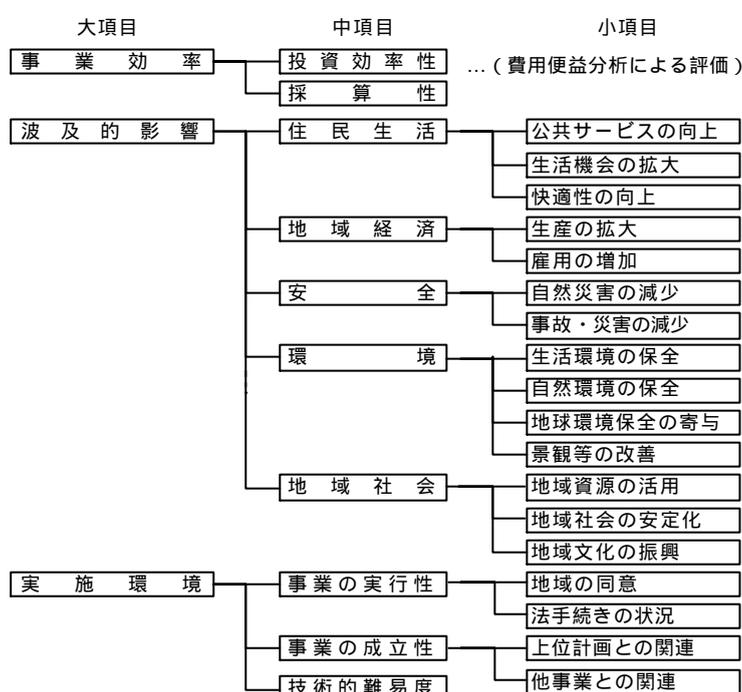


【前回検討からの変更(改善)点の概要】

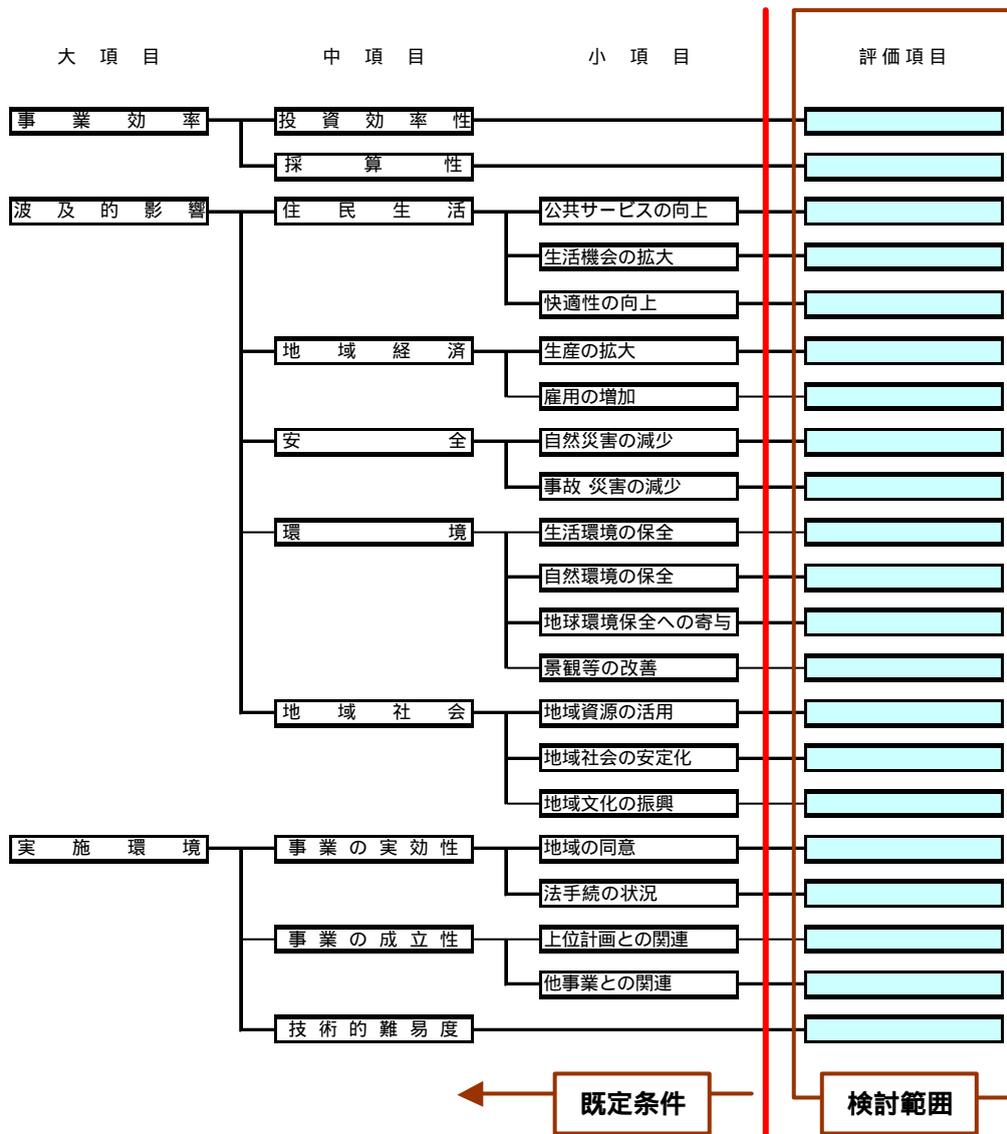
公共事業評価の基本的考え方(案)

- (1) 公共事業実施の可否はいくつかの要素によって評価することが必要であり、必要に応じてそれらの要素を総合化して評価する。
- (2) 評価の体系をわかりやすくするため、評価要素間の関係を多段階の階層構造として記述し、階層は、大項目・中項目・小項目を基本とし、大項目は「事業効率」、「波及的影響」、「実施環境」の3つの要素により構成する。また、各評価項目は、事業特性や地域特性を適切に反映するよう設定するとともに、なるべく相互に独立であるように選ぶ。評価要素たる項目とその体系化を示す。



- (3) 第一段の評価項目については、それを適切に表現する1つまたは複数の指標に基づいて、5段階で評価する。計量的な指標で表現されないような項目については、記述的表現に基づいた評価を行う。場合によっては、CVMのような非市場的価値の貨幣的評価の方法などを、この評価に用いることにする。評価の適正さを確保するため、既往事例を付けてこれと比較衡量が出来るようにする。
- (4) 各項目の評価は、その下位の項目の評価を重み付けして求める。重みは事業特性や地域特性を適切に反映するよう留意しつつ、一対比較に基づいて比較するか、あるいは多段階の項目間の相対比較により直接的に与えるかによって求められる。重み付けは、評価する人の価値観に基づいて変わるものであるため、この重み付け評価は複数の人によって行うべきであり、それにより得られた重みの分布などを表示することが必要である。この結果から得られた代表値を使って重み付けを行い、また重みの違いによる全体の評価の違いを分析する。
- (5) 第一段の評価点と重みに基づいて、第二段の項目について評価結果を示す。順次各段階の評価値を求めていく。必要に応じて、全評価項目の評価値を総合化した値を求める。また、異なった重み付けがなされた場合の各段階の評価値を求める。

今回検討の前提条件と検討範囲



公共事業評価の基本的な考え方(案)から、大項目、中項目、小項目は既定条件となっている。

研究会の中での検討範囲

評価項目の体系化
評価指標の設定
評価点の設定

上記以外の意見(既定条件に対する)については、研究会意見として公共事業システム研究会に報告。